

リプロダクション・婦人科内視鏡治療センターの患者様へ

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）についてのお知らせ

新型コロナウイルス（COVID-19）は感染力が高く、重症急性呼吸器症候群を引き起こす新興感染症として世界的な広がりを見せています。COVID-19が妊娠、特に妊娠初期の胎児に及ぼす影響は明らかになっておらず、母体から胎児への感染の可能性は不明です。また、妊婦において感染リスクの上昇は報告されていませんが、重症化の可能性や妊婦に使用できない治療薬が試行されていることから、妊娠が成立したあとのCOVID-19感染への対応に苦慮することが予想されます。ただし、妊婦のコロナ感染が非妊婦より重症化することは報告されていません。

世界保健機関（WHO）などの保健機関や生殖医療を専門とする学会および日本生殖医学会から、不妊治療の延期や中止を患者様へ選択肢としてご提示する旨の推奨が発表されました（資料1、2）。この治療には、人工授精、体外受精・胚移植、その他手術などが含まれます。しかしながらこれら声明には不妊治療再開の目途等には言及がありません。ワクチン開発あるいは国民の大半が感染し抗体を保有するまでには年の単位の時間がかかることが予測されます。

我々不妊診療に携わる者たちは、患者様が1周期、1周期を大事にしていることを知っておりま。また我々は、年の単位でみると妊孕性は低下し体外受精等の治療成績も下がる現実を患者様と共有しているつもりです。したがって、「不妊治療の延期や中止を患者様へ選択肢としてご提示」はいたしますが、患者様の年齢や個別の医学的またその他の事情を考慮しつつ、胚凍結や精子・卵子凍結などエビデンスに基づいた治療方法も示させていただきます。

患者様におかれましては、不妊治療の方法や成績を十分に理解され、ご自身の個別の状況も我々にご相談頂き、治療の中断や継続をご検討ください。不明な点にはご遠慮なくご質問ください。治療の変更や継続は患者様のお気持ちに寄り添ってご相談し、今後の治療方針をより明快にしたうえで、診察を進めさせて頂きたいと考えております。当センター一同、新型コロナウイルスにより今後の不妊治療が困難な状況にならないよう祈念しております。

加えまして、厚生労働省や地方自治体の掲示しているCOVID-19感染予防対策（手洗い・不要不急の外出自粛など）の遵守と、十分な睡眠とバランスの良い食事など心身の健康にご留意いただき、ご家族も含めて禁煙を励行してください。また発熱などの風邪症状やご家族の感染歴など、あらかじめご連絡ください。また来院時にはマスク着用をお願いいたします。

私共は、今後も新型コロナウイルス感染症と不妊症や妊娠との関連について、情報を集め、患者様にお知らせいたします。また感染防止の観点から遠隔診療や専用導線など下記の対応を準備中でございます。

また山王病院の特徴として、妊娠から出産までシームレスに医療を提供できる利点があります。妊娠後もできる限りの援助を続けさせて頂きたいと存じます。総合的病院であり、糖尿病、高血圧など合併症に対する対応も十分可能です。

記

産科とリプロ外来の専用導線と専用ゾーン確保
他科の患者さんとは隔離、待合もソーシャルディスタンス確保

オンライン診療
リプロ専門医によるオンライン初診を含め、来院を極力抑える

電話再診
必要に応じて電話で専門医が対応

外来呼び出しシステム（携帯メール呼び出しサービス）実施中
携帯に受診時刻と通知 院外待機可

診療費支払方法
カード決済や預託金などで、外来精算を省略、在院時間を削減

新型コロナ PCR 検査
術前検査に加えるかを検討

国際医療福祉大学グループ病院との連携
成田病院、三田病院等との協力体制構築

院外処方への活用
ファックス等で処方箋を送付

午前午後の予約制による待ち時間短縮

以上、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

※本文は現時点の情報をもとに作成しております。今後の状況の変化に応じて変更があることにご留意ください。

資料 1.

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対する日本生殖医学会からの声明

（2020年4月1日版）

新型コロナウイルス（COVID-19）は感染力の高いRNAウイルスであり、重症急性呼吸器症候群を引き起こす新興感染症として世界的な広がりをみせています。WHOは3月11日にパンデミックを宣言し、日本国内でもCOVID-19感染の進行、特に感染ルートが不明な感染者の増加により、感染爆発が危惧されています。

現時点において、COVID-19の死亡率はインフルエンザの10～15倍と考えられており、そのほとんどが急性呼吸窮迫症候群（ARDS）に関連したものと考えられています。COVID-19が妊娠、特に妊娠初期の胎児に及ぼす影響は明らかになっておらず、母体から胎児への感染の可能性は不明です。また妊婦におけるCOVID-19の感染リスクが高いとはいえません。一方で、妊婦においてCOVID-19感染の重症化の可能性が指摘されていることや、感染時に使用される治療薬として妊婦に禁忌の薬剤による治療が試行されていることから、不妊治療による妊娠が成立したあとのCOVID-19感染への対応に苦慮することが予想されます。また受診や医療行為に関連した感染の新たな発生も危惧されます。このような背景から、国内でのCOVID-19感染の急速な拡大の危険性がなくなるまで、あるいは妊娠時に使用できるCOVID-19予防薬や治療薬が開発されるまでを目安として、不妊治療の延期を選択肢として患者さんに提示していただくよう推奨いたします。また、既に調節卵巣刺激を開始し採卵を予定している患者さんについては、胚凍結の上で上記の状況を踏まえて胚移植時期を検討してください。胚移植を予定している患者さんについても同様の検討をおねがいたします。人工授精、体外受精・胚移植、生殖外科手術などの治療に関しては、延期が可能なものについては延期を考慮してください。

すべての患者さんに対して、感冒症状や家族・職場等の感染歴についての問診、身体所見などでCOVID-19感染の可能性を評価し、感染が疑われる患者さんについてはPCR検査を考慮してください。医療従事者への感染を予防するため、採卵を含む外科的処置を行う際には、サージカルマスクまたはN95マスク、手袋、ガウン、エプロン、キャップ、フェイスシールド、ゴーグルなどの個人用防護具を用いた標準予防策を実施してください。

日本生殖医学会では、今後もCOVID-19感染と不妊症や妊娠との関連性についても、幅広く情報を集めて会員に周知する予定です。下記WHOおよび関連学会の声明もご参照ください。

資料 2

「新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大に伴う令和2年度における「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の取扱い」について 2020年4月13日日本生殖医学会

新型コロナウイルス（COVID-19）感染者が急増する中、日本生殖医学会は令和2年4月1日付けで、不妊治療（人工授精、体外受精・胚移植、生殖外科手術などの治療）の延期を選択肢として患者さんに提示していただくよう声明を出させていただきました。

これを受けて、厚生労働省は同年4月9日、本年度に限った措置として、国が実施する治療費助成の年齢上限を緩和し、治療開始時の妻の年齢を「43歳未満」から「44歳未満」に引き上げると発表しました。治療の延期を提案する際に、下記声明も併せて、患者さんに説明していただくよう、お願い申し上げます。

記

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

「新型コロナウイルスの感染拡大に伴う令和2年度における「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の取扱い」について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10762.html